

令和2(2020)年度食品表示合同監視調査結果(11~1月実施分)について(概要)

食品の表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し選択するための重要な情報源であり、食品の安全と消費者の信頼確保に重要な役割を担っています。

このため、県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(3期計画)」に基づき、8月及び12月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め、強化月間を含む8月から翌年1月までの期間中、食品表示に係る関係機関が合同で食品表示の監視指導を実施しています。

令和2(2020)年11月から令和3(2021)年1月に実施した調査結果の概要は以下のとおりです。

なお、令和2(2020)年8月から10月に実施した調査結果の概要はすでに公表しております。

1 調査概要

- (1) 調査期間 令和2(2020)年11月12日から令和3(2021)年1月8日
- (2) 関係機関
県：保健福祉部生活衛生課、各健康福祉センター
市：宇都宮市保健所
- (3) 調査方法
「令和2(2020)年度食品表示適正化強化月間合同監視実施マニュアル」のとおり
- (4) 調査回数 10回
- (5) 調査店舗数 43店舗
県西：5店舗、県東：4店舗、県南：5店舗、県北：11店舗、宇都宮：10店舗

2 調査結果

調査した結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

なお、食品表示法の記載漏れ等の不適事項については、改善指導をしました。

- (1) 主な不適事項>
 - ①食品表示法
 - 衛生事項
 - ・アレルギー表示の欠落又は誤記(18店舗)
 - ・食品添加物の欠落又は誤記(17店舗)
 - ・製造(加工)者氏名、製造(加工)所所在地表示の欠落又は誤記(11店舗)
 - ・値下げシール貼付等により表示内容が見えない又はわかりにくい(10店舗)
 - 品質事項
 - ・原材料名表示の欠落又は誤記(25店舗)
 - ・一括表示の欠落又は表示順序の誤り(17店舗)
 - ・名称の欠落又は誤記(16店舗)
 - 保健事項
 - ・加工食品及び添加物における栄養成分表示の誤記(21店舗)
 - ・加工食品及び添加物における栄養成分表示の欠落(11店舗)
 - ・強調表示に関する事項(7店舗)
 - ②健康増進法
 - ・健康増進に関する虚偽・誇大表示(17店舗)